

CASE4

千葉県 滞納者には市長村ではなく 県主導の徴収組織で対応

住

民税の徴収は滞納者であつても各市町村が行うが、職員が少ない自治体では「すべてカバーできない」のが現状だという。千葉県は今年4月、「千葉県滞納整理推進機構」という組織を立ち上げ、滞納者に対する徴収業務を県主導で取り組み始めた。

スムーズに対処できます」(同) この千葉県の手法となったのが、お隣の茨城県。県レベルで差し押さえ業務などを行う「茨城租税債権管理機構」を01年に設立し、徴収効果は4年間で約140億円以上と、滞納状況が大きく改善されている。それに追随する形で三重や香川、徳島、和歌山などでも相次いで滞納整理機構を設置。外部から国税庁や金融機関の元職員、弁護士を顧問などに招き、専門性の高い業務を円滑に進めている。

まだまだある。ユニークな自治体の未納金問題対策

ここで紹介した各自治体の取り組みは、あくまでほんの一部。全国にはこの期に及んでも「また具体的に……」と何の策も講じていない市町村もあるが、積極的に未納金問題対策を進める地域はたくさんある。沖縄市では国保料の未納世帯に対して、市職員や嘱託徴収員だけではなく、市長をはじめとする市三役による戸別訪問を実施している。我が街のお偉いさんが取り立てに来るのだから、ノーマーといつらいだろう。



また、自動車税滞納者の車にタイヤロック装置をつけ、納税するまで解除しないという対策も昨年から広がっている。一見、荒っぽい方法だが、徴収率は劇的に上昇しているようだ。あの手この手を尽くした未納金徴収策。今後もアツと驚き取り立て方に期待したい。

多重債務者に朗報!! 過払い金で滞納税を払え!



龍 康 暢 氏

「国保料や住民税の滞納者には多重債務者が多く、現実的に徴収は厳しい。ならば、貸金業者から過払い金を取り戻し、それを滞納分に充てればいい」と話すのは、弁護士の瀧康暢氏。「出資法の上限定金利、いわゆるクレーゾン金利で計算された借金残高を利息制限法の上限定金利で再計算し、マイナスになれば過払い。返還請求訴訟を起こせばお金は戻ってきます」。ちなみに目安となる貸金業者との取引期間はおよそ7年。これ以上続いている場合は、ほぼ過払いと思っていけないようだ。

消費者金融大手5社の過払い金の総額は約1兆7600億円。これを国保や税の滞納分に充てれば、債務者本人だけでなく自治体にもメリットがあります。瀧氏は自主的にこの方法に取り組み、各自自治体に働きかけているという。そして各自自治体の注目も集まり、実際に兵庫原戸屋市では取り組みが行われ、滞納者である多重債務者に代わって役所が過払い金の代理回収を行っているようだ。ただし、「一部の大手消費者金融が市屋市の過払い請求に応じていません。しかし法律的にはムダなものがとしか言えず、結局は……」